

## 高砂市総合計画審議会の運営に関する規程(案)

### (趣旨)

第1条 この規程は、高砂市総合計画審議会条例(平成10年高砂市条例第26号)第8条の規定に基づき、高砂市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員構成)

第2条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民団体の推薦による者 18人以内
- (2) 公募による者 6人以内
- (3) 学識経験のある者 3人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

### (職務代理)

第3条 副会長が複数人選ばれたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、会長の職務を代理する。

### (会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)第7条各号に定める不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合は、当該会議を非公開とすることができる。

2 会議の公開に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### (記録)

第5条 会議の概要は、会議の記録によって記載するものとする。

2 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次の事項を除いて公開するものとする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- (3) 高砂市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

## (資料 2)

### (部会)

第6条 審議会に置く部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 総務部会

広域行政、行財政改革、安全安心などに関すること及び他の部会に属さないこと。

(2) 建設経済部会

市民活動、観光、経済・産業、環境、基盤整備などに関すること。

(3) 文教厚生部会

教育、健康福祉、医療、歴史文化などに関すること。

### (代理)

第7条 第2条第4号に規定する委員が、事故その他やむを得ない理由により審議会又は部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

### (小委員会)

第8条 会長は、審議会の運営について協議するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長、副会長、部会長及び副部会長で構成する。

3 小委員会は、会長が招集する。

### (部会における準用)

第9条 第4条及び第5条の規定は、部会の運営について準用する。

### (庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画総務部において行う。

### (補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。